

# 区費規約

令和2年3月2日改正版

平成16年6月7日施行

口大野区

## 口大野区 区費に関する規約（内規）

「区費」は規約第5章第25条1項のとおり本区を運営する資産構成の主をなすものであり、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的に区政を進めていくための活動協力費である。

「区費」は業種、業態、規模、立地等を参酌し区役員の協議を経て決定する。

### 第1章 査定審査

区費はあらゆる社会情勢の変化、世帯の状況変化等に迅速に対応し公平を期するため審査機関を設置する。

#### 1. 第1次審査会

- (1) 各町内会ごとに町内世帯の等級を審査する。
- (2) 審査会は町内会長が招集し審議員のほか有識者を出席させることができる。
- (3) 第1次審査会は第2次審査会の前に開催し第2次審査会へ報告する。

#### 2. 第2次審査会

- (1) 区長は毎年3月上旬審議会（規約第4章第16条1項による）を招集し第2次審査会を開催する。
- (2) 第1次審査会の報告に基づき世帯の等級を審査決定する。
- (3) 区費の減免を必要とする世帯は申請に基づき審査決定する。
- (4) 必要に応じ区費単価の見直しなど区費全般にわたり審議する。
- (5) 審査会出席者は世帯の等級審査について、知り得た情報やその経過を他言してはならない。

### 第2章 賦課

#### 1. 賦課基準日

- (1) 毎年3月1日を基準日として区内に居住する世帯に賦課する。
- (2) 3月1日以後に転入した世帯は町内会長会議で協議決定し賦課する。

#### 2. 賦課区分

- (1) 区費は均等割りと等級割りに区分し賦課する。
  - (2) 均等割りは定額を対象全世帯に賦課する。
  - (3) 等級割りは区内各世帯の状況を鑑みながら公平化を図るため等級数の縮小に努める。
3. 賦課対象者
- (1) 原則区内に居住する全世帯とする。
  - (2) 親子が同一生活基盤内（同一敷地内）で生計する世帯は1世帯とする。
  - (3) 親子が異なる生活基盤で生計するときはそれぞれを1世帯とする。
  - (4) 一戸建賃貸住宅は原則入居者に均等割りを賦課する。但し事情により入居者に賦課できない場合は賃貸者（経営者）に賦課する。
  - (5) マンション・アパート等集合住宅（公営住宅を除く）は当該施設の入居可能世帯数の規模により定額を経営者に賦課する。
  - (6) 公営住宅の入居者は原則均等割を賦課する。
  - (7) 区内に住居と事業所等を有する世帯が経営する法人には定額の区費を賦課する。
  - (8) 区内に宅地、工場、事務所、店舗等を有し区外に居住する（法人を含む）者には、その規模に見合う区費を賦課する。但し地方公共団体及び社団法人等公益団体は除く。
  - (9) 1世帯に同居する原則別姓の親族及び間借人には均等割りを賦課する。
  - (10) 区外へ転居し家屋が空家の場合は持ち主に均等割りを賦課する。
  - (11) その他協議を要する事項は町内会長会議で決し審議会へ報告する。

### 第3章 その他

#### 1. 返納

- (1) 年度途中で転出したときは、本人の申し出により納付された区費を居住した期間で清算することができる。但し、本人の申し出のないものはこの限りでない。
- (2) その他返納の申し出があったときは前項を基準に協議する。

#### 2. 通知と異議

- (1) 第2次審査会で承認された区費の等級は、速やかに各世帯に通知しなければならない。
- (2) 区費査定表は2週間の期日を定め、閲覧に供さなければならない

い。閲覧には異議申し立て期間を明記しなければならない。

(3) 区費の等級等に異議のあるときは、所定の期日までに書面により異議の申し立てをすることができる。

(4) 第2次審査会で承認された等級を変更するときは、町内会長会議で決し審議会へ報告する。

3. 納入奨励金

(1) 2月末日までに納入した隣組区費総額の2%を、奨励金として隣組に還元する。

4. その他

(1) 各町内会に定額と世帯割を加算して予算の範囲内で事務費を交付する。

[付 則]

1. この規約（内規）は平成16年6月7日から施行する

2. 平成18年1月24日一部改正

3. 令和2年3月2日一部改正（納入奨励金）

以上